

## 農業委員会が交付する証明書の一部が

4月1日より 有料になりました。

日頃より、農業委員会活動にご協力を頂き、ありがとうございます。  
さて、農業委員会では、平成24年4月1日より、次のとおり手数料がかかります。

### 農業経営に関する証明 1件につき300円

- ・ 農業を営む者であることの証明
- ・ 納税猶予に関する適格者証明
- ・ 引き続き農業経営を行っている旨の証明
- ・ 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明
- ・ 農業経営者証明
- ・ 農業従事者証明

### 農地の利用状況に関する証明 1件につき300円

- ・ 非農地証明
- ・ 農地証明
- ・ 交付証明(転用許可書等が過去に交付されたことの証明)
- ・ 提出証明(転用申請書等が提出中であることの証明)
- ・ 賃借地であることの証明
- ・ 事業用資産の買換えの場合の農業委員会が適当と認める証明

### 手数料のかからない証明

・ ・ ・ 農地法に基づく許可に係る事務又は当該事務に密接に関連する事務の一環である場合は、無料です。

- ・ 農地転用事実確認証明
- ・ 農業用施設証明
- ・ 農業用施設事実確認証明
- ・ 農業経営規模証明
- ・ 買受適格証明

### **有料となる理由**

農業委員会が交付する証明の内、農地法の許可事務と関連しない目的のための証明については、実費の負担をお願いすることとしました。

なお、農地法に基づく許可に係る事務又は当該事務に密接に関連する事務の場合は従来どおり無料です。

つきましては、手数料がかかりますことにご理解いただくとともに、今後とも農業委員会の業務にご協力をお願いいたします。

### **即日お渡しできない証明について**

交付日が4月1日以降の証明書は有料になります。

- ① 3月に申請された「非農地証明」と「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」は、4月の農業委員会総会の承認後の交付となりますので有料となります。
- ② 「納税猶予に関する証明」「農地証明」は、事務処理（農業委員との現地調査等）として、約2週間かかります。3月の申請の時期により有料となります。